

ノケール

宮城 隆 尋

第32回県高校文化誌コンクール(県高等学校文化連盟実行会・図書専門部主催)が2月24日に開かれ、開邦高校「つばみ」が2年連続



記者会見する立憲民主党の小西洋之参院議員(2月14日、国会)

テレビ放送が誕生70年を迎える。厳密には1953年2月1日にNHKが、同年8月28日に最初の民放放送を開始した(その関係で両局がコトボとしての特別番組が、明日15日から1週間流れる「ササシ70コトボウィーク」)。それに合わせてかのように、番組の中身と放送の形態の両方において、さつ々しくニュースが流れた。前者は、国会で放送法解釈変更への政治介入があったとして、総務省作成の事務文書(公文書)をもとに野党からの追及が続いている。後

者は総務省の有識者会議で、NHKがインターネット上で自由に情報発信することを認めるこの方針転換が確認されたからだ。日本の放送は総務省(旧逓信省・郵政省)という一官庁が、中身にも形態にも全面的にかかわっている。それも言え、ほかの国と比較している点でユニークだ。放送は大きく、番組内容(放送コンテンツ)と放送形態(放送システム)で規律されており、主として前者は放送法、後者は放送法と電波法

総務省の差配

日本の放送は総務省(旧逓信省・郵政省)という一官庁が、中身にも形態にも全面的にかかわっている。それも言え、ほかの国と比較している点でユニークだ。放送は大きく、番組内容(放送コンテンツ)と放送形態(放送システム)で規律されており、主として前者は放送法、後者は放送法と電波法

山田 健太

時評

(3月)

ジャンルに特化してくれば原るかも知れない。放送離れが進む若年層の意見ではあるが、専門チャンネルは法定で許可されていないことだ。そしてもう一つが、いま国会で議論されている番組編成の基準で、放送法4条では、事実報道・公序良俗・多角的論点の呈示と並び、政治的公平性が求められる。同条文は数奇な歴史的経緯をたどる条文であるが(詳しくは『放送制度法を読みとく』『放送制度

を根拠にして、大幅な行政裁量の中で行われてきている。政府の解釈が180度変わった。立法当初は、放送局の倫理的規範(視聴者への約束事)と捉えられていたものが、憲法判断基準であって政府が番組を偏向していると判断すれば、その放送局の免許を取り上げる(電波を止める)という強い権限を行使できるように、政府都合で変更された

からだ。官邸の「意向」さらに、こうした公平判断を、放送局の番組全体をみて判断するというのが、1964年4月28日の参議院逓信委員会での菅川屋雄一郎参院議員の質問に答えた菅野重良政府官解である。当時示された「ある期間全体を貫く放送番組の編成の考え方」を、「二つの番組」のなかで偏っている場合は憲法判断ができるように、解釈変更を強く迫った経緯が

概論(商法事務)、法の性格として強制性をめぐって。そして最終的には、2015年5月14日の菅野重良総務大臣の国会答弁で、原則は変更しないものの、特定番組で憲法判断をすることがあることを認め、翌16年2月12日の政府統一で「二つの番組のみでも…極端な場合においては、一般論として『政治的に公平であること』を確保していることは認められない」ことが確認された(詳細は拙著『放送法と権力』田畑書店)。

テレビ放送70年

大原則は放送の自由

転換点に立つ日本型制度

ここでのポイントは、「それでも原則は変わっていない」と、「政府判断の余地が広がり恣意的判断の可能性が高まった」ということだ。後者をもって「一般に解釈変更があった」と呼ぶことが多いが、あまりこの点を強調し過ぎると、例外の一般化を認めてしまことになる。むしろ今回、官邸しかも特定の政治家の意向で、国会を利用した美濃の解釈変更作業が行われる手口と強引さが明らかになったことで、

この例外規定解釈が「政治的」な産物であることを社会全体で認識し、例外適用を封印することが必要だ。そもそも個別番組に政府が手を突っ込んで憲法判断すること自体、問題があるという大原則も忘れてはならない。あくまで放送法は、放送の自由を確保するためのものだ。ついでに言えば、国会論争の焦点が、高市・安倍電話会談の真意論争になりつつあることに注意が必要だ。政治家が「ない」と断言した場合に

何が起きるかは、すでに森友学園問題をめぐる財務省記録で経験済みだからだ。ネット本業化形態では「公共放送」NHKと「商業放送」民放(民間放送)の二元制をベースとして、前者は全国放送、後者は地域放送と役割を分担させたらしく、民放は地域ごとに放送局数を決めて免許を与えていく。また、公共放送には広告を禁止し、代わりに受信料の徴収によって番組制作

る仕組みを定めている。また、NHKがやってよい事業を「必須業務」とし、インターネット上の情報発信は「任意業務」と切り分けた(以前は「附帯業務」とも呼ばれていた)。後者は総務大臣の認可が必要だが、14年には法改正でネット同時配信も可能となったほか、ネット上のオリジナルコンテンツもどんどん増え、事業が拡大しているのが実態だ。そうしたなかで総務省「公共放送」マーケティング(WG)では、こうしたNHKのインターネット上の「任意業務」を、一般の地上波放送と同じ「必須業務」に格上げするかなどが検討されてきた。2月24日の回では、「実施しなければならぬ業務」として位置づける」ことで一致

し、ネット「本業化」の内容及その場合の受信料制度など、6月には新しいかたちが明らかになる予定だ。独自性を担保現在でも番組の良方が多様化している中で、伝送路によって可否を定めることが時代遅れであることは間違いないだろう。しかし一方で、ネット上の「公共メディア」あるいは「公共情報」とは何かの議論がないまま、現実につられてなし崩しで業務が拡大する

る仕組みを定めている。また、NHKがやってよい事業を「必須業務」とし、インターネット上の情報発信は「任意業務」と切り分けた(以前は「附帯業務」とも呼ばれていた)。後者は総務大臣の認可が必要だが、14年には法改正でネット同時配信も可能となったほか、ネット上のオリジナルコンテンツもどんどん増え、事業が拡大しているのが実態だ。そうしたなかで総務省「公共放送」マーケティング(WG)では、こうしたNHKのインターネット上の「任意業務」を、一般の地上波放送と同じ「必須業務」に格上げするかなどが検討されてきた。2月24日の回では、「実施しなければならぬ業務」として位置づける」ことで一致

し、ネット「本業化」の内容及その場合の受信料制度など、6月には新しいかたちが明らかになる予定だ。独自性を担保現在でも番組の良方が多様化している中で、伝送路によって可否を定めることが時代遅れであることは間違いないだろう。しかし一方で、ネット上の「公共メディア」あるいは「公共情報」とは何かの議論がないまま、現実につられてなし崩しで業務が拡大する

る仕組みを定めている。また、NHKがやってよい事業を「必須業務」とし、インターネット上の情報発信は「任意業務」と切り分けた(以前は「附帯業務」とも呼ばれていた)。後者は総務大臣の認可が必要だが、14年には法改正でネット同時配信も可能となったほか、ネット上のオリジナルコンテンツもどんどん増え、事業が拡大しているのが実態だ。そうしたなかで総務省「公共放送」マーケティング(WG)では、こうしたNHKのインターネット上の「任意業務」を、一般の地上波放送と同じ「必須業務」に格上げするかなどが検討されてきた。2月24日の回では、「実施しなければならぬ業務」として位置づける」ことで一致

新刊紹介

結婚に葛藤する若者たちの素顔「シン・中国人」(斎藤孝)孫がほし親、恋

後評

流れが面白い。

「ぶつからない。見守る車の往来。織としての流れ。知らない循環。吐き捨てる。靴が踏みつける。れに身を任せ、」

「何本の足跡がそこ。黒い丸。吐く。この衝に詳しい。に吸い込まれる。い。その間もを避ける。」

「1万大塚駅と阪には毎日多くの万の靴。幾万のし。私はただのする。する。1万の人流を乱す。った。」

梅田駅連